

新旧対照表

世田谷区立障害者福祉施設条例

新	旧
<p>世田谷区立障害者福祉施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月11日 条例第64号</p>	<p>世田谷区立障害者福祉施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月11日 条例第64号</p>
<p>改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号 平成26年 3 月 日条例第 号</p>	<p>改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号</p>
<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供するため、世田谷区立障害者福祉施設（以下「施設」という。）を設置する。 一部改正〔平成25年条例14号〕</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p>
<p>(休業日及び利用時間)</p> <p>第 4 条</p>	<p>(休業日及び利用時間)</p> <p>第 4 条 施設の休業日及び利用時間は、規則で定める。</p>
<p>(事業)</p> <p>第 5 条</p>	<p>(事業)</p> <p>第 5 条 施設は、別表第 2 の左欄に掲げる施設ごとに、同表右欄に掲げる障害福祉サービスその他区長が特に必要と認めた障害者の支援に関する事業（以下「障害福祉サービスに係る事業」という。）を行う。</p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第 6 条</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第 6 条 施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 利用しようとする施設の障害福祉サービス事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けた障害者又は当該支給決定に係る障害児 (2) 利用しようとする施設の障害福祉サービス事業に係る介護給付費又は訓練等給付費についての法第20条第 1 項の申請をした場合の当該申請に係る障害者又は障害児であって、緊急その他やむを得ない理由があるもの</p>

調整中

(利用の手続等)

第7条

(利用の条件)

第8条

(利用の承認の取消し等)

第9条

(使用料等)

第10条

2 前項に定めるもののほか、区長が特に必要と認めた障害者又は障害児は、施設を利用することができる。

(利用の手続等)

第7条 施設を利用しようとする者又はその保護者(親権者、後見人、配偶者その他の者でその者を現に監護するものをいう。)は、規則で定めるところにより区長に対し利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を承認しないことができる。

(1) 施設の利用者(以下「施設利用者」という。)が既に定員に達しているとき。

(2) 伝染性疾患を有する者であるとき。

(3) 施設の事業目的に合致した利用が期待できないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

第8条 区長は、利用の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の条件を変更することができる。

(利用の承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第6条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 第7条第2項第2号又は第3号に該当するに至ったとき。

(3) 前条に規定する利用の条件に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(使用料等)

第10条 施設利用者は、指定された期日までに、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 第6条第1項第1号に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第6条第1項第2号に規定する者 前号に規定する額(ただし、法第30条第1項第1号に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費に係る

調整中

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条

(損害賠償)

第12条

(指定管理者による管理)

第13条

(指定管理者の指定の手續)

第14条

(指定管理者の業務等)

支給決定を受けることができなかつたときは、次号に規定する額)
(3) 第6条第2項に規定する者 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額

3 区長は、使用料のほか、食材料費その他施設利用者に負担させることが相当と認められるものについては、施設利用者から徴収することができる。
一部改正〔平成24年条例2号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 施設利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 施設の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第14条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があつたときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

調整中

第15条

(委任)

第16条

附 則

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービスに係る事業に関する業務
- (2) 施設の建物及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、施設の適正な管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立烏山福祉作業所における就労移行支援に係る障害福祉サービス事業の開始の日は、区長が別に定める。

(世田谷区立岡本福祉作業ホーム条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 世田谷区立岡本福祉作業ホーム条例(昭和60年3月世田谷区条例第5号)
- (2) 世田谷区立三宿つくしんぼホーム条例(昭和63年3月世田谷区条例第19号)
- (3) 世田谷区立知的障害者援護施設条例(平成4年9月世田谷区条例第60号)
- (4) 世田谷区立身体障害者デイサービスセンター条例(平成8年10月世田谷区条例第37号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に、施設に相当する世田谷区立岡本福祉作業ホーム、世田谷区立三宿つくしんぼホーム、世田谷区立知的障害者援護施設及び世田谷区立身体障害者デイサービスセンターに関し、前項の規定による廃止前の世田谷区立岡本福祉作業ホーム条例、世田谷区立三宿つくしんぼホーム条例、世田谷区立知的障害者援護施設条例及び世田谷区立身体障害者デイサービスセンター条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、施設に関し、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年12月8日条例第50号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立九品仏生活実習所中町分場の公用開始の日は、区長が別に定める。

附 則(平成22年9月30日条例第36号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 世田谷区立精神障害者共同作業所条例（平成5年6月世田谷区条例第38号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に、世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森に相当する世田谷区立梅丘精神障害者共同作業所に関し、前項の規定による廃止前の世田谷区立精神障害者共同作業所条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森に関し、この条例による改正後の世田谷区立障害者福祉施設条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森の指定管理者の指定については、施行日前において行うことができる。この場合における手続等は、この条例による改正前の世田谷区立障害者福祉施設条例の規定の例による。

附 則（平成23年10月4日条例第28号）

 - 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行前に、世田谷区立烏山福祉園に関し、この条例による改正前の世田谷区立障害者福祉施設条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、世田谷区立給田福祉園に関し、この条例による改正後の世田谷区立障害者福祉施設条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月6日条例第2号）

 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日条例第14号）

 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月 日条例第 号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置

別表第1（第3条関係）

名称	位置
世田谷区立ほほえみ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目6番24号
世田谷区立すまいる梅丘	東京都世田谷区梅丘一丁目36番2 101号
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	東京都世田谷区三宿二丁目30番

調整中

備考

備考

- 1 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。
- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム及び世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。
- 3 世田谷区立玉川福祉作業所及び世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。
- 4 世田谷区立砧工房及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。
一部改正〔平成21年条例50号・22年36号・23年28号・25年14号〕